

平成27年度随意契約情報(役務費)会計局

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	会計総務	会計総務	国費・財務グループ	大阪府証紙徴収条例第4条に基づき指定した売りさばき人	大阪府証紙売りさばき手数料	20150401	20160331	100,467,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府証紙徴収条例第4条に定める売りさばき人等に対し、大阪府証紙徴収条例施行規則第11条に定める手数料を支払うものであるため
2	会計総務	会計総務	総務グループ	株式会社 リそな銀行 大阪公務部	府税、収納金受入手数料等	20150401	20160331	33,428,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府府税、公金収納事務取扱いについては、昭和39年4月1日締結の「大阪府公金事務取扱いに関する契約」に基づき指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で収納事務を行っているところである。 収納事務(マルチペイメントネットワークにより処理するものを含む。)については、大阪府財務規則第146条の規定により定めた指定金融機関等でのみ取扱いできるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものである。
3	会計総務	会計総務	総務グループ	株式会社 リそな銀行 大阪公務部	マルチペイメントネットワーク利用収納手数料	20150401	20160331	1,353,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府府税、公金収納事務取扱いについては、昭和39年4月1日締結の「大阪府公金事務取扱いに関する契約」に基づき指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で収納事務を行っているところである。 収納事務(マルチペイメントネットワークにより処理するものを含む。)については、大阪府財務規則第146条の規定により定めた指定金融機関等でのみ取扱いできるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものである。
会計局(役務費)					H27. 4~5月	3件	135,248,000 円			
					合計	3件	135,248,000 円			